

障がいのある方に対する自動車税の減免について

山形県

◇減免の対象となる方

減免の対象となる方は、次の手帳の交付を受けている方で、障害の区分に応じ、それぞれの障害の級別に該当する障害のある方です。

手帳及び障害の区分		障害の級別		
		本人運転の場合※	家族運転・介護者運転の場合※	
身体障害者手帳の交付を受けている方 (以下「身体障がい者」といいます。)	視覚障害	1級、2級、3級、4級		
	聴覚障害	2級、3級		
	平衡機能障害	3級		
	音声機能障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限り)	3級	該当しない	
	肢体不自由	上肢	1級、2級の1号、2級の2号 (2級の1号及び2号とは、2級のうち両上肢障害の方)	
		下肢	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級の1号 (3級1号とは、3級のうち両下肢障害の方)
		体幹	1級、2級、3級、5級	1級、2級、3級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1級、2級 (2級のうち両上肢障害の方)	
		移動	1級、2級、3級、4級、5級、6級	1級、2級、3級 (3級のうち両下肢障害の方)
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1級、3級		
肝臓機能障害	1級、2級、3級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級			
療育手帳の交付を受けている方 (以下「知的障がい者」といいます。)		直近の障害の程度 (総合判定)の判定が「A」		
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 (以下「精神障がい者」といいます。)		障害等級が1級		
戦傷病者手帳の交付を受けている方 (以下「戦傷病者」といいます。)		4ページの申請窓口にお問い合わせください。		

※ 重複障害(上下肢障害、四肢障害、その他複数の障害を併せ有する場合等)により表での判断が難しい場合は、障害の読替えを行いますので4ページ記載の申請窓口にお問い合わせください。

《運転の形態》

「本人運転」…身体障がい者又は戦傷病者の方本人が運転するもの。

「家族運転」…障がいのある方の通学、通院、通勤、通所又は生業のために継続かつ反復して障がいのある方と生計を同じくする方(以下「家族」という。)が運転するもの。
月1回以上障がいのある方のために運転することが要件となります。

「介護者運転」…障がいのある方が単身で生活している世帯の場合又は世帯全員が障がいのある方である世帯(世帯全員が家族運転の場合に減免対象となる障害の級別である場合に限り)の場合に、その障がいのある方の通学、通院、通勤、通所又は生業のために、障がいのある方を常時介護する方が継続かつ反復して運転するもの。
週3回以上障がいのある方のために運転することが要件となります。

※ 老人福祉施設等において、デイサービス、ショートステイ等の介護サービスを受けるための送迎は、原則減免が認められないほか、その他の場合においても減免に該当しない場合があります。詳しい要件等については、4ページ記載の申請窓口にお問い合わせください。

◇減免の対象となる自動車

減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて、障がいのある方 1人につき1台 です。

《自動車検査証（車検証）の名義人及び納税義務者》

	車検証の欄（所有者）	納税義務者 ※1
所有者が障がいのある方の場合	障がいのある方ご本人 ※2	
所有者が販売業者等の場合	販売業者等	障がいのある方ご本人 ※2

- ※1 納税義務者は、車検証上の所有者と同一（所有者が販売業者等の場合を除く。）となります。
 ※2 障がいのある方が、知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、家族名義の自動車でも対象となります。
 ※3 車検証に「事業用」と記載されている自動車、リース車は減免の対象となりません。

◇減免の申請手続き

1 申請時期（申請期限）及び申請窓口

減免申請する自動車の所有又は取得の形態により、減免の申請時期や申請窓口が異なりますのでご注意ください。※1

減免申請する自動車	減免対象	申請時期 (申請期限)	申請窓口 (4ページの「減免申請窓口(お問い合わせ先)」をご覧ください。)
登録を伴わない場合 既に所有している自動車(4月1日現在障がいのある方本人名義で登録されている自動車)を減免申請するとき	○	5月定期賦課時 ※2 (納税通知書記載の納期限) ～当該年度の2月末日	各総合支庁税務課(室) (村山総合支庁本庁舎の場合は課税課)
登録を伴う場合 新車を取得して減免申請するとき ※4	○ ※5	自動車の登録時 ※3 (登録日) ～当該年度の2月末日	村山総合支庁 課税課漆山駐在 又は 庄内総合支庁 税務課押切駐在
ナンバーが付いていない中古車を取得して減免申請するとき ※4	○ ※5		
ナンバーが付いている中古車を取得(家族名義の自動車を本人名義に変更する場合を含む)して減免申請するとき	× 登録の翌年度分から減免対象	登録した翌年度の 5月定期賦課時 ※2 (納税通知書記載の納期限) ～当該年度の2月末日	各総合支庁税務課(室) (村山総合支庁本庁舎の場合は課税課)

- ※1 既に減免を受けている自動車(軽自動車含む)があり、別の自動車に取り替える場合は、非該当届を提出のうえ、改めて減免申請が必要です。自動車の登録状況に応じて申請時期が異なりますので、詳細はお問い合わせください。
 ※2 「5月定期賦課時」…自動車税の納税通知書が届く概ね5月上旬から納期限までの間。
 ※3 「自動車の登録時」…自動車を登録し、自動車税申告書を提出するとき。
 自動車の登録時は、申請前に該当の有無や必要書類の確認を行いますので、事前審査の実施にご協力ください。
 ※4 自動車税が発生しない3月に車を取得した場合などの申請時期は、登録の翌年度に自動車税の納税通知書が届いてから納期限までとなります。
 ※5 既に減免を受けている自動車がある場合で、新たに購入した自動車について減免を受けようとするときは、既に減免を受けている自動車について抹消登録されていることが要件となります。

減免額について

- ・登録時及び5月定期賦課時に申請した場合：全額減免

ただし、5月定期賦課時の申請で、4月1日以降に要件を具備した場合は、要件を具備した月の翌月分からの月割減免。(手帳の交付が4月・5月の場合等)

- ・登録日以降又は納期限後に申請した場合：申請した月の翌月分からの月割減免

2 減免申請に必要なもの

必要書類		申請時期					
		登録を伴わない場合			登録を伴う場合		
		5月定期賦課時 ～2月末日			自動車の登録時 ～2月末日		
		本人 運転	家族 運転	介護者 運転	本人 運転	家族 運転	介護者 運転
1	自動車税減免申請書 (申請窓口にて備え付けてあります)	○	○	○	○	○	○
2	自動車税納税通知書(5月上旬に郵送されます)	○	○	○			
3	自動車税申告書 (村山・庄内総合支庁の駐在に備え付けてあります)				○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)
4	完成検査終了証の写し(新車新規の場合) 登録識別情報等通知書の写し(中古新規の場合)				○	○	○
5	「電子車検証」(A6サイズ、ICタグ付きの車検証)及び最新の「自動車検査証記録事項」(A4サイズ用の用紙)の原本 ※1	○	○	○	○	○	○
6	運転免許証(実際運転する方のもの)の原本 ※2	○	○	○	○	○	○
7	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(以下「障がい者手帳等」といいます)のいずれか該当するものの原本	○	○	○	○	○	○
8	使用目的を証する書類【下記3をご覧ください】 (通院証明書、通学証明書、通所証明書等)		○			○	
9	住民票謄本の原本【下記3をご覧ください】 (世帯全員分の住民票)		○ (注2)	○ (注2)		○ (注2)	○ (注2)
10	生計を一にすることを証する書類【別居の場合のみ】 (源泉徴収票、確定申告書の控、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の写し等)		○ (注3)			○ (注3)	
11	自動車運行計画証明書 ※3			○			○
12	誓約書 ※3			○			○

※1 車検証は有効期限内のものに限ります。

※2 マイナ免許証のみを保有されている場合は、お手持ちのスマートフォン等にインストールされた「マイナ免許証読み取りアプリ」又は「マイナポータル」を使用してICチップを読み取り、免許情報をご提示ください。

※3 11、12の用紙は各総合支庁税務課(室)又は課税課にありますので、『減免の申請窓口(お問合せ先)』の申請窓口にお問い合わせください。

(注1) 登録時を過ぎてから申請する場合、自動車税申告書は不要です。

(注2) 世帯分離又は別居している場合は、それぞれの住民票謄本が必要となります。

また、介護者運転の場合は、障がいのある方で構成されている世帯の住民票謄本が必要となります。運転者の方の住民票謄本は必要ありません。

(注3) 家族運転で障がいのある方と運転者の方が別居している場合は、障がいのある方と運転される方が扶養関係にあること(生計を一にしていること)を証する書類が必要となります。

3 使用目的を証する書類(証明書)・住民票謄本の有効証明(交付)年月日

- ◇ 5月定期賦課時の減免申請に使用する場合 ⇒ 申請する年の4月1日から
- ◇ 自動車の登録時の減免申請に使用する場合 ⇒ 登録日の2か月前から
- ◇ 納期限後又は登録日以後の減免申請に使用する場合 ⇒ 申請日の2か月前から

4 減免の申請手続きをすることができる人

- ◇ 5月定期賦課時に減免申請手続きをする場合
⇒ 障がいのある方本人、家族、介護者
- ◇ 自動車の登録時に減免申請手続きをする場合
⇒ 障がいのある方本人、家族、介護者又は障がいのある方本人から委任された方
- ◇ 納期限後又は登録日以後に減免申請手続きをする場合
⇒ 障がいのある方本人、家族、介護者

◇自動車税の継続減免

減免決定された自動車の自動車税については、自動車の使用状況や障がいの程度等に変更がなければ、翌年度以降も継続して減免となりますので、毎年申請を行っていただく必要はありません。

なお、継続して減免になっている方には、定期的に現況調査を行っております。

◇減免を受けている方の状況が変わったとき

以下のように状況が変わったときは、手続きが必要になる場合がありますので、下記の申請窓口
に必ず連絡してください。

- ・ 障がいのある方が、入院、施設入所、死亡したとき
- ・ 自動車を、障がいのある方のために使用しなくなったとき（下取りや譲渡、廃車のため手放した。車検が切れている。等）
- ・ 障害者手帳等の障害の等級が変更されたとき又は障害者手帳等を返納したとき
- ・ 運転者が、運転免許証を更新しなかった又は返納したとき
- ・ 運転者が変わったとき
- ・ 住所が変わったとき
- ・ **【家族運転の場合】**
障がいのある方と運転者が別居したとき（生計を一にしている場合を除く）
障がいのある方の通学、通院、通勤、通所又は生業のための使用を月1回もしなくなったとき
- ・ **【介護者運転の場合】**
障がいのある方のみの世帯でなくなったとき
障がいのある方の通学、通院、通勤、通所又は生業のための使用頻度が、週3回未満になったとき

※注意

- ・ 減免の理由に該当しなくなった場合は、速やかに「減免に該当しなくなった旨の届出書」を提出する
必要があります。
- ・ 虚偽の申請その他不正の行為により、自動車税の減免を受けていた事実が判明した場合、あるいは減
免の理由に該当しなくなっていた場合などについては、減免を取り消し、減免の理由に該当しな
くなった日の属する年度の翌年度にさかのぼって自動車税が課税される場合がありますのでご注意くだ
さい。

◇減免の申請窓口（お問い合わせ先）

申請時期	申請窓口 (お問い合わせ先)	お住まいのご住所又は 自動車の登録ナンバー	住 所	電話番号・FAX番号
納税通知書を受け取ってから 申請する場合 (5～2月)	村山総合支庁 課税課	山形市、上山市、天童市、 山辺町、中山町及び県外	990-2492 山形市鉄砲町2丁目19-68	電話：023-621-8256 FAX：023-621-8125
	村山総合支庁 西村山税務室	寒河江市、河北町、 西川町、朝日町、大江町	991-8501 寒河江市大字西根字石川西 355	電話：0237-86-8135 FAX：0237-86-4868
	村山総合支庁 北村山税務室	村山市、東根市、 尾花沢市、大石田町	995-0024 村山市榎岡笛田4丁目5-1	電話：0237-47-8621 FAX：0237-55-2798
	最上総合支庁 税務課	新庄市、金山町、最上町、 舟形町、真室川町、大蔵村、 鮭川村、戸沢村	996-0002 新庄市金沢字大道上2034	電話：0233-29-1229 FAX：0233-22-0094
	置賜総合支庁 税務課	米沢市、南陽市、 高畠町、川西町	992-0012 米沢市金池7丁目1-50	電話：0238-26-6014 FAX：0238-24-6587
	置賜総合支庁 西置賜税務室	長井市、小国町、 白鷹町、飯豊町	993-8501 長井市高野町2丁目3-1	電話：0238-88-8210 FAX：0238-88-5153
	庄内総合支庁 税務課	鶴岡市、酒田市、三川町、 庄内町、遊佐町	997-1392 三川町大字横山字袖東19-1	電話：0235-66-2116 FAX：0235-66-4384
自動車登録時に 申請する場合	村山総合支庁 課税課漆山駐在	山形ナンバー	990-2161 山形市大字漆山字行段1422	電話：023-686-5990 FAX：023-686-4345
	庄内総合支庁 税務課押切駐在	庄内ナンバー	997-1321 三川町大字押切新田字歌枕 109-2	電話：0235-66-4144 FAX：0235-66-4145

※軽自動車税については、お住まいの市役所、町村役場にお問い合わせください。